

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第10号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年香川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外職員） 第2条 略 （1） 略 （2） 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>）で他に<u>生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者</u>にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であつた住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準	（適用除外職員） 第2条 給与条例第9条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 職員の扶養親族たる者（給与条例第8条に規定する扶養親族で給与条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。<u>以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員を除く。）で、同規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者</u>にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）

ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第6条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあっては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 略

2 略

(確認及び決定)

第6条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

この規則は、令和7年4月1日から施行する。